

**平成24年度
厚生年金保険・国民年金事業の概況**

平成25年12月
厚生労働省年金局

平成24年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

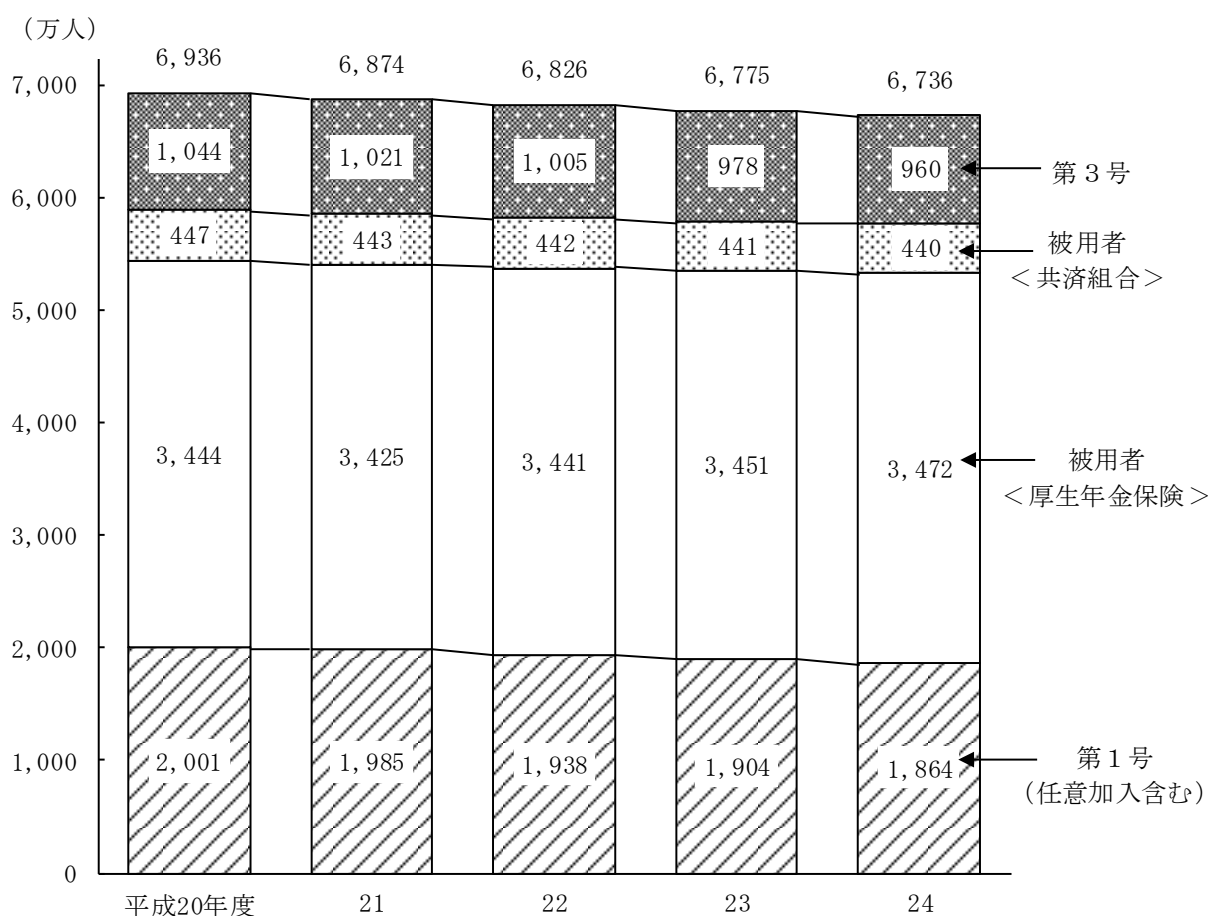
I. 公的年金制度の概況

(1) 適用状況

- 公的年金加入者数は、平成24年度末現在で6,736万人となっており、前年度末に比べて39万人（0.6%）減少している。
- 国民年金の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む）は、平成24年度末現在で1,864万人となっており、前年度末に比べて41万人（2.1%）減少している。
- 被用者年金被保険者数（厚生年金保険及び共済組合の加入者数）は、平成24年度末現在で3,912万人（うち厚生年金保険3,472万人、共済組合440万人）となっており、前年度末に比べて19万人（0.5%）増加している。
- 第3号被保険者数は、平成24年度末現在で960万人となっており、前年度末に比べて18万人（1.8%）減少している。

注. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

図1 公的年金加入者数の推移（年度末現在）



- 公的年金加入者の総数を男女別にみると、男子は3,475万人となっており、前年度末に比べて15万人(0.4%)減少している。また、女子は3,261万人となっており、前年度末に比べて24万人(0.7%)減少している。

表1 男女別公的年金加入者数

(平成24年度末現在、単位：万人)

	総数	第1号被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)		第3号被保険者
			厚生年金 保 険	共済組合	
総数	6,736	1,864	3,472	440	960
男子	3,475	956	2,228	279	11
女子	3,261	907	1,244	161	949

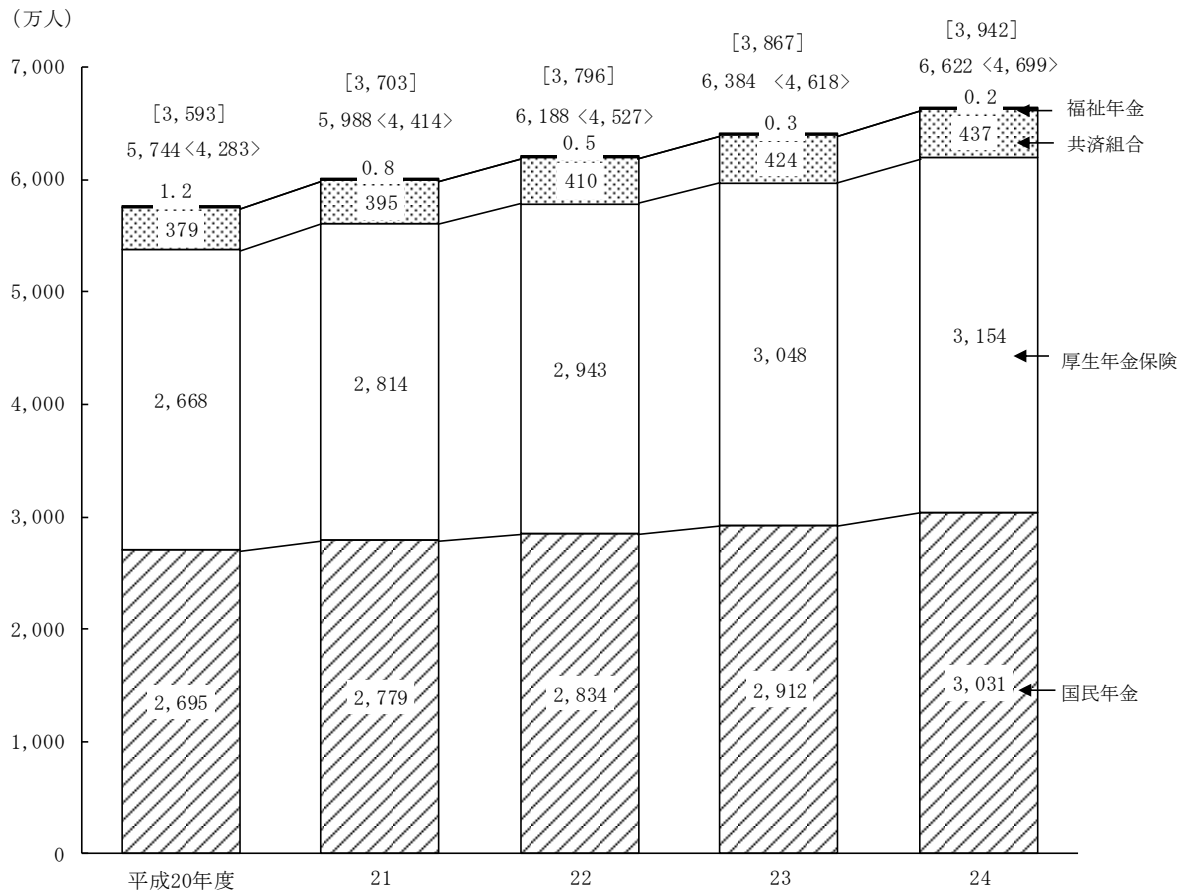
注1. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

2. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

(2) 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、平成24年度末現在で6,622万人（福祉年金受給者を含む）となっており、前年度末に比べて238万人（3.7%）増加している。
- 重複のない公的年金の実受給権者数は、3,942万人（福祉年金受給権者を含む）であり、前年度末に比べて76万人（2.0%）増加している。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

- 公的年金受給者の年金総額は年々増加しており、平成24年度末現在では53兆2千億円と、前年度末に比べて1兆円（1.9%）増加している。

表2 公的年金受給者の年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
平成20年度	488,658	173,646	249,461	65,504	47
21	502,554	180,421	255,333	66,768	32
22	511,332	185,352	258,761	67,199	21
23	522,229	191,168	263,023	68,026	13
24	532,397	199,912	263,902	68,575	8

注1. 上記の受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。

2. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。

II. 厚生年金保険

(1) 適用状況

- 平成24年度末現在の適用事業所数は、175万8千か所であり、前年度末に比べて1万3千か所(0.8%)増加している。
- 被保険者数は、平成24年度末現在で3,472万人となっており、前年度末に比べて20万人(0.6%)増加している。男女別にみると、男子は2,228万人(対前年度末比4万人、0.2%増)、女子は1,244万人(対前年度末比17万人、1.3%増)となっている。
- 育児休業期間中の保険料免除者数は、平成24年度末現在で21万4千人であり、前年度末に比べて1万7千人(8.6%)増加している。男女別にみると、男子は9百人(対前年度末比23人、2.5%増)、女子は21万3千人(対前年度末比1万7千人、8.6%増)となっている。

表3 厚生年金保険の適用状況の推移

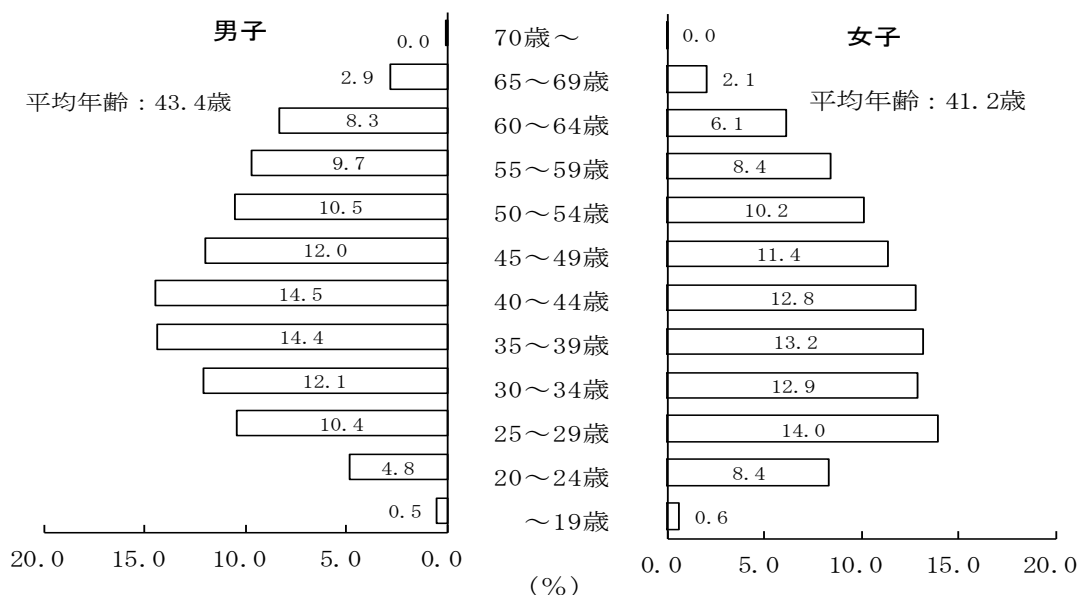
		事業所数 (千か所)	被保険者数(万人)			育児休業保険料免除者数(人)		
			総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成20年度		1,740	3,444	2,238	1,207	144,790	388	144,402
21		1,754	3,425	2,219	1,205	160,478	433	160,045
22		1,749	3,441	2,224	1,217	180,271	944	179,327
23		1,745	3,451	2,224	1,227	197,368	913	196,455
24		1,758	3,472	2,228	1,244	214,288	936	213,352
伸び率 (%)	平成20年度	1.4	△ 0.4	△ 0.7	0.3	12.5	2.9	12.5
	21	0.8	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.1	10.8	11.6	10.8
	22	△ 0.3	0.5	0.2	1.0	12.3	118.0	12.0
	23	△ 0.2	0.3	0.0	0.8	9.5	△ 3.3	9.6
	24	0.8	0.6	0.2	1.3	8.6	2.5	8.6

注1. 事業所数には船舶所有者を含む。

2. 男子には船員・坑内員を含む。

- 平成24年度末現在の被保険者の年齢構成は、男子は40～44歳の割合が最も高く、女子は25～29歳の割合が最も高い。平均年齢は、男子は43.4歳、女子は41.2歳となっている。

図3 厚生年金保険被保険者の年齢構成(平成24年度末)



注. 男子には船員・坑内員を含む。

- 標準報酬月額平均は、平成24年度末現在で30万6千円(うち男子34万7千円、女子23万2千円)であり、前年度末に比べて0.5%増加している。平成24年度の年度平均についても、30万5千円(うち男子34万6千円、女子23万1千円)と、前年度に比べて0.2%増加している。
- 標準賞与額の1回当たりの平均は、平成24年度で42万6千円(うち男子49万5千円、女子29万3千円)であり、前年度に比べて0.6%減少している。
- 一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、平成24年度で431万4千円(うち男子493万6千円、女子320万円)である。標準報酬月額は増加したものの、標準賞与額が減少したため、一人当たり標準報酬額は、前年度と比べて横ばいとなっている。

表4 厚生年金保険の標準報酬月額等の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)			標準報酬月額の平均 (年度平均)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成20年度	312,813	356,961	230,952	311,619	355,720	229,917
	21	304,173	345,163	228,710	306,172	348,075	229,229
	22	305,715	347,212	229,876	304,554	345,808	229,314
	23	304,589	345,700	230,085	304,359	345,495	229,858
	24	306,131	347,494	232,046	304,848	346,040	231,106
伸び率 (%)	平成20年度	0.2	0.1	0.8	0.0	△ 0.1	0.7
	21	△ 2.8	△ 3.3	△ 1.0	△ 1.7	△ 2.1	△ 0.3
	22	0.5	0.6	0.5	△ 0.5	△ 0.7	0.0
	23	△ 0.4	△ 0.4	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.2
	24	0.5	0.5	0.9	0.2	0.2	0.5

		標準賞与額1回当たりの平均			一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成20年度	455,546	531,060	300,351	4,449,722	5,126,322	3,196,260
	21	418,698	485,937	285,032	4,309,754	4,935,076	3,161,527
	22	423,196	491,915	288,082	4,306,057	4,926,811	3,173,920
	23	428,860	499,424	291,247	4,313,465	4,935,914	3,186,136
	24	426,139	494,874	292,712	4,313,699	4,935,571	3,200,433
伸び率 (%)	平成20年度	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.6	0.4
	21	△ 8.1	△ 8.5	△ 5.1	△ 3.1	△ 3.7	△ 1.1
	22	1.1	1.2	1.1	△ 0.1	△ 0.2	0.4
	23	1.3	1.5	1.1	0.2	0.2	0.4
	24	△ 0.6	△ 0.9	0.5	0.0	△ 0.0	0.4

注1. 男子には船員・坑内員を含む。

2. 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。

3. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。

4. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

(2) 給付状況

- 平成24年度末現在の厚生年金保険受給者数は、前年度末に比べて106万人（3.5%）増加し、3,154万人となっている。うち、老齢年金の受給者数は1,425万人となっている。

表5 厚生年金保険受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成20年度	2,668	1,229	948	36	455
21	2,814	1,289	1,022	37	466
22	2,943	1,340	1,085	38	481
23	3,048	1,383	1,134	38	492
24	3,154	1,425	1,187	39	503

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 厚生年金保険受給者の平均年金月額、平成24年度末現在で、老齢年金は15万1千円となっている。

表6 厚生年金保険受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金	(再掲)		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成20年度	158,806	167,618	83,526	56,710	105,703	88,874
21	156,692	167,338	78,571	56,038	105,733	88,691
22	153,344	165,455	80,748	55,500	105,559	88,607
23	152,396	163,254	80,509	55,784	105,277	87,967
24	151,374	162,138	76,790	56,701	104,850	87,259

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
4. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。
5. 60歳以上65歳未満の者に支給される、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。

- 平成24年度末現在の厚生年金保険受給権者数は、前年度末に比べて102万人（3.1%）増加し、3,405万人となっている。うち、老齢年金の受給権者数は1,523万人となっている。

表7 厚生年金保険受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成20年度	2,907	1,324	1,041	52	491
21	3,058	1,385	1,118	52	502
22	3,198	1,441	1,186	54	517
23	3,303	1,484	1,235	55	529
24	3,405	1,523	1,286	56	539

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 厚生年金保険受給権者の平均年金月額、平成24年度末現在で、老齢年金は14万8千円となっている。

表8 厚生年金保険受給権者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金			通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		（再掲） 基礎または 定額あり	（再掲） 基礎及び 定額なし			
平成20年度	155,345	164,964	88,887	56,243	101,323	86,172
21	153,414	164,911	83,558	55,525	101,061	86,009
22	150,034	163,005	85,244	54,944	100,716	85,919
23	149,334	161,036	84,970	55,187	100,139	85,328
24	148,422	160,201	81,377	56,063	99,542	84,712

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。

3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。

4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

5. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。

- 平成 24 年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は、74 万 1 千人であり、前年度に比べて 4 万 1 千人 (5.3%) 減少している。
- 平成 24 年度における新規裁定の老齢年金受給権者の平均年金月額は、8 万 5 千円である。
- 平成 24 年度における新規裁定の老齢年金受給者数は、50 万人であり、前年度に比べて 4 万 2 千人 (7.8%) 減少している。
- 平成 24 年度における新規裁定の老齢年金受給者の平均年金月額は、7 万 7 千円である。

表 9 厚生年金保険老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況の推移

(単位：万人、円)

	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成20年度	91.7	86,964	62.6	79,417
21	88.9	86,102	61.6	78,900
22	88.4	84,339	62.0	76,828
23	78.2	84,335	54.2	76,212
24	74.1	85,438	50.0	77,082

- 注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成 23 年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。
3. 60 歳以上 65 歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成 13 年度から、女子については平成 18 年度から段階的に引き上げられている。

- 男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成20年度と平成21年度は62歳までと63歳以降で、平成22年度以降は63歳までと64歳以降で大きな違いが見られ、平成24年度においては63歳で10万4千円、64歳で17万1千円となっている。

表10 厚生年金保険老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成20年度	43.8	60.1	50.0	36.3	45.8	671.9
21	41.7	58.6	62.4	51.5	37.0	698.9
22	40.2	57.4	60.7	63.9	52.3	713.0
23	37.7	51.3	59.1	61.9	65.1	740.2
24	35.7	48.0	52.9	60.1	63.0	781.5

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成20年度	101,234	102,047	105,095	180,203	183,619	194,533
21	99,791	101,648	103,509	174,579	181,423	193,393
22	97,681	100,120	102,773	106,520	177,823	192,323
23	96,925	98,186	100,893	105,374	172,685	189,747
24	96,584	97,799	98,993	104,269	170,662	187,290

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

- 女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成20年度は60歳までと61歳以降で、平成21年度から平成23年度は61歳までと62歳以降で、平成24年度は62歳までと63歳以降で大きな違いが見られ、平成24年度においては62歳で4万8千円、63歳で9万8千円となっている。

表11 厚生年金保険老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成20年度	17.2	23.6	19.3	13.7	17.6	324.2
21	16.3	22.9	24.4	19.7	13.9	338.1
22	16.1	22.4	23.8	24.9	20.0	346.8
23	15.0	20.4	23.2	24.3	25.3	360.6
24	13.7	18.9	20.9	23.7	24.7	380.1

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成20年度	45,578	97,961	95,471	95,043	93,837	111,760
21	46,083	46,369	97,476	93,692	93,307	111,681
22	46,733	47,035	98,422	96,132	92,533	111,670
23	47,235	47,634	99,438	97,508	94,136	110,945
24	48,864	48,277	47,940	98,151	94,982	110,655

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

- 平成 24 年度末現在の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は、325 万人となっており、前年度末に比べて 13 万人（4.1%）の増加となっている。

表12 在職者にかかる厚生年金保険老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成20年度	255.6 (83.2)	185.3 (60.1)	70.3 (23.1)	197.6 (81.6)	137.6 (59.8)	60.1 (21.8)
21	272.6 (88.6)	195.5 (63.5)	77.1 (25.1)	216.0 (87.1)	150.0 (63.3)	65.9 (23.9)
22	296.7 (91.7)	211.7 (65.5)	85.0 (26.2)	233.8 (90.4)	161.0 (65.3)	72.9 (25.1)
23	311.7 (101.5)	221.4 (72.2)	90.2 (29.3)	248.9 (100.2)	170.9 (71.9)	77.9 (28.3)
24	324.5 (119.2)	229.3 (84.7)	95.2 (34.5)	262.7 (117.8)	180.2 (84.2)	82.5 (33.6)

注1. 在職者とは、①厚生年金保険の被保険者

②適用事業所に使用される70歳以上の者

である老齢年金給付の受給権者及び受給者である。

2. () 内の数値は、60歳台後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済を除く）である。なお、70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る）を含む。

(3) 収支状況

- 平成24年度決算における収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が33兆3千億円、実質的な支出が36兆8千億円となっており、収支差引残は3兆5千億円の不足となっている。

表 13 厚生年金保険の実質的な収支状況の推移

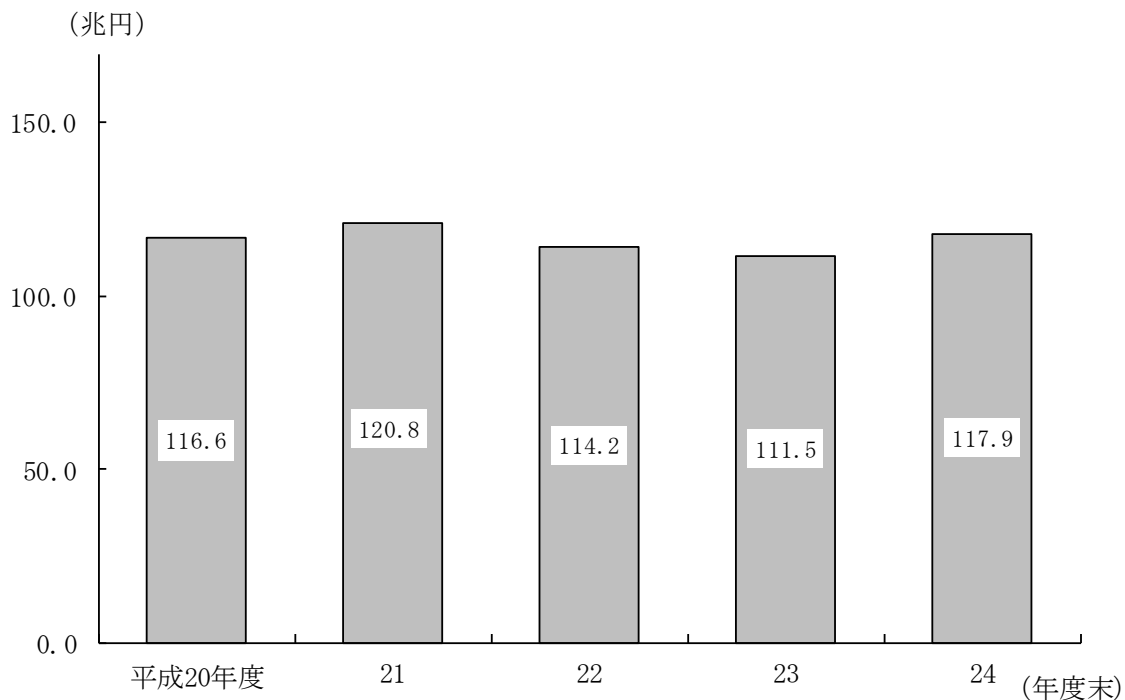
(単位：億円)

	収入合計 (実質)	(再掲)		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成20年度	309,480	226,905	54,323	339,860	△ 30,380
21	320,463	222,409	77,983	365,599	△ 45,136
22	319,356	227,252	84,326	379,804	△ 60,448
23	326,080	234,699	84,992	375,420	△ 49,341
24	333,206	241,549	80,583	368,115	△ 34,909

注. 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

- 平成24年度末現在の積立金は、117兆9千億円(時価ベース)となっている。

図4 厚生年金保険の積立金の推移(年金特別会計厚生年金勘定)(時価ベース)



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金(平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人)に寄託して管理運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、表13の当該年度の収支差引残に、年金積立金管理運用独立行政法人における当該年度の損益を加えた額となっている。

3. 年金積立金全体に係る運用実績(収益率)は、平成20年度△6.83%、平成21年度7.54%、平成22年度△0.26%、平成23年度2.17%、平成24年度9.57%である。なお、平成20年度までは、財務省財政融資資金への預託分を含む。

(出所：「平成24年度 年金積立金運用報告書」)

Ⅲ. 国民年金

(1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

- 平成24年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む）は、1,864万人となっており、前年度末に比べて41万人（2.1%）減少している。男女別にみると、男子は956万人（対前年度末比17万人、1.7%減）、女子は907万人（対前年度末比24万人、2.6%減）となっている。
- 平成24年度末現在の第3号被保険者数は、960万人となっており、前年度末に比べて18万人（1.8%）減少している。男女別にみると、男子は11万人（対前年度末比1千人、1.1%増）、女子は949万人（対前年度末比18万人、1.8%減）となっている。

表 14 国民年金被保険者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	第1号被保険者 （任意加入被保険者を含む）							第3号被保険者		
	総数	男子	女子	（再掲）任意加入被保険者				総数	男子	女子
				総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上			
平成20年度	2,001	1,017	984	35	5	28	1	1,044	10	1,033
21	1,985	1,014	972	34	5	28	1	1,021	11	1,010
22	1,938	992	947	34	5	29	1	1,005	11	993
23	1,904	973	931	33	5	27	1	978	11	967
24	1,864	956	907	29	5	24	1	960	11	949

- 平成24年度末現在の全額免除者数は、587万人となっている。全額免除割合は32.0%であり、前年度末に比べて1.6ポイント上昇している。
- 平成24年度末現在の申請一部免除者数は、48万人となっている。申請一部免除割合は2.6%であり、前年度末に比べて0.2ポイント上昇している。

表 15 国民年金保険料全額免除者数及び一部免除者数の推移

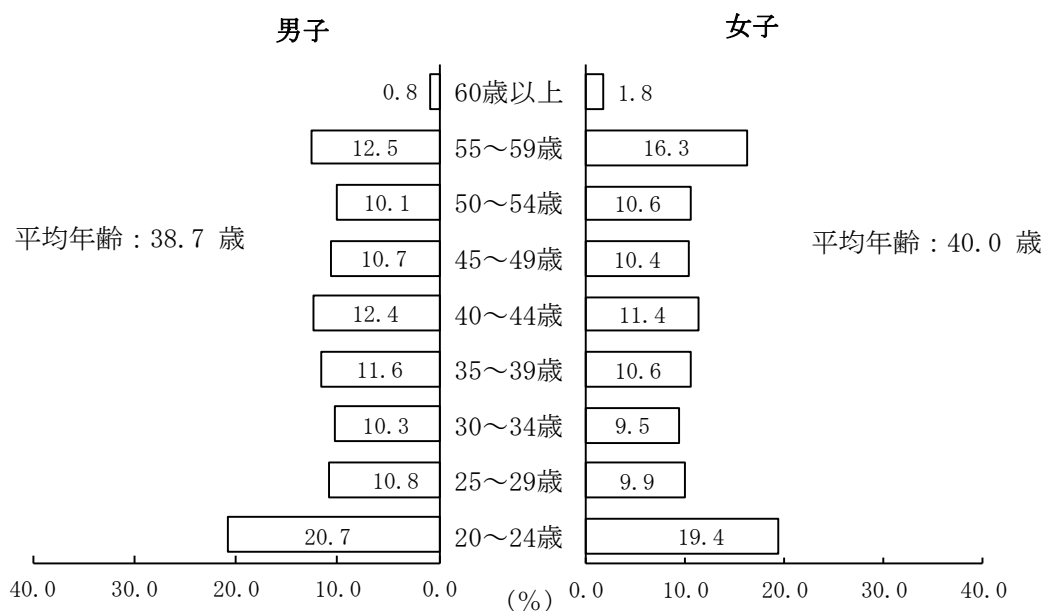
（年度末現在、単位：万人）

	全額免除者						申請一部免除者				
	総数	全額免除割合 (%)	法定免除	申請免除 (全額)	学生納付特例	若年者納付猶予	総数	申請一部免除割合 (%)	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成20年度	521	(26.5)	114	204	165	37	52	(2.6)	27	17	8
21	535	(27.4)	120	215	163	37	47	(2.4)	25	16	7
22	551	(29.0)	126	221	166	38	44	(2.3)	24	14	6
23	568	(30.4)	131	230	169	39	46	(2.5)	25	14	6
24	587	(32.0)	134	239	172	42	48	(2.6)	26	15	7

注. 「全額免除割合」及び「申請一部免除割合」とは、全額免除者数及び申請一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数（任意加入被保険者を除く）に占める割合（%）である。

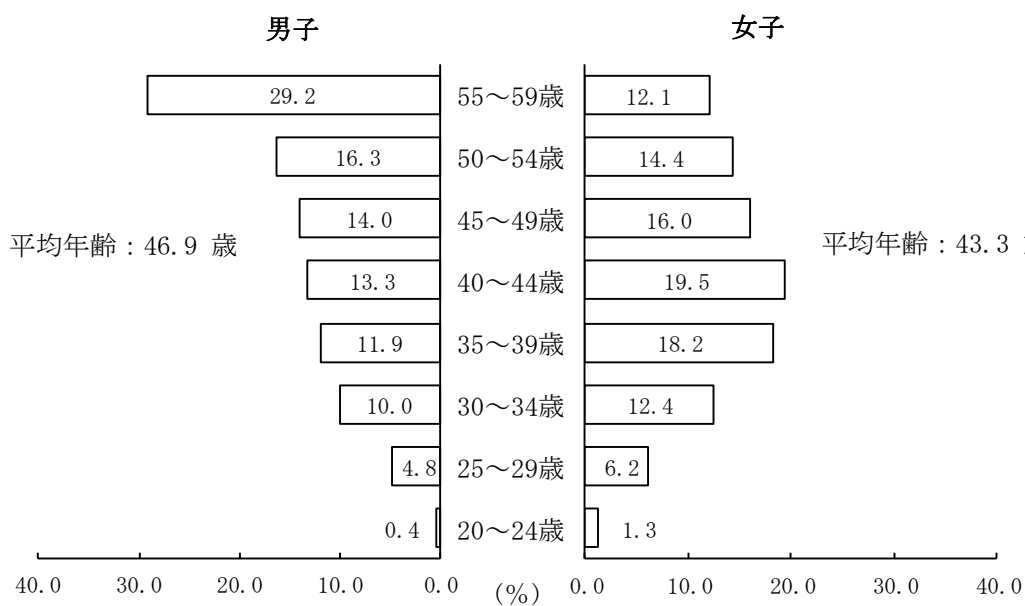
- 平成24年度末現在の被保険者の年齢構成は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで55～59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は40～44歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は38.7歳、女子は40.0歳となっている。

図5 国民年金第1号被保険者の年齢構成（平成24年度末）



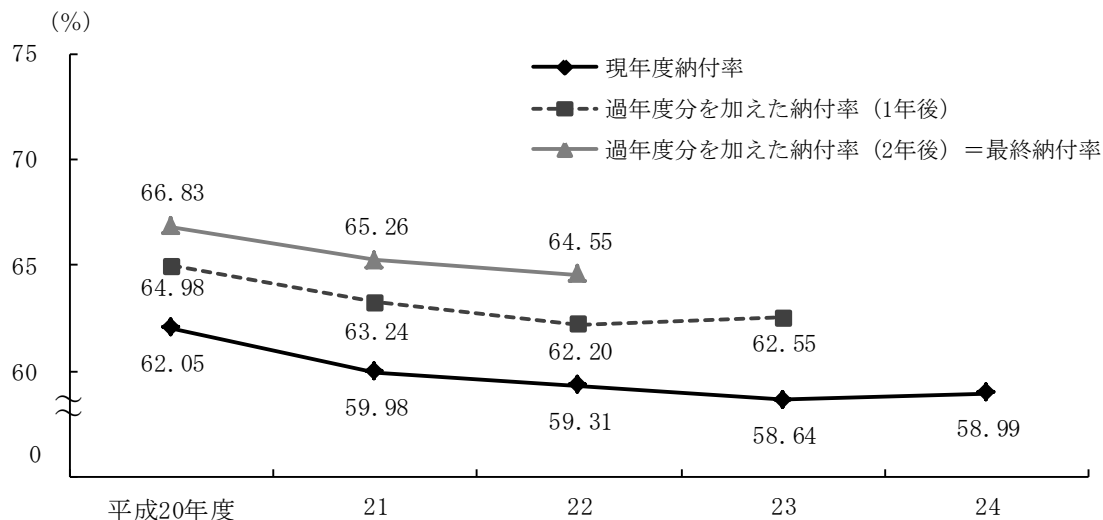
注. 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図6 国民年金第3号被保険者の年齢構成（平成24年度末）



- 平成24年度における国民年金保険料の現年度納付率は、58.99%であり、前年度より0.35ポイント上昇している。また、平成24年度までに過年度分として納付された保険料を加えた平成22年度の最終納付率は、64.55%となっている。

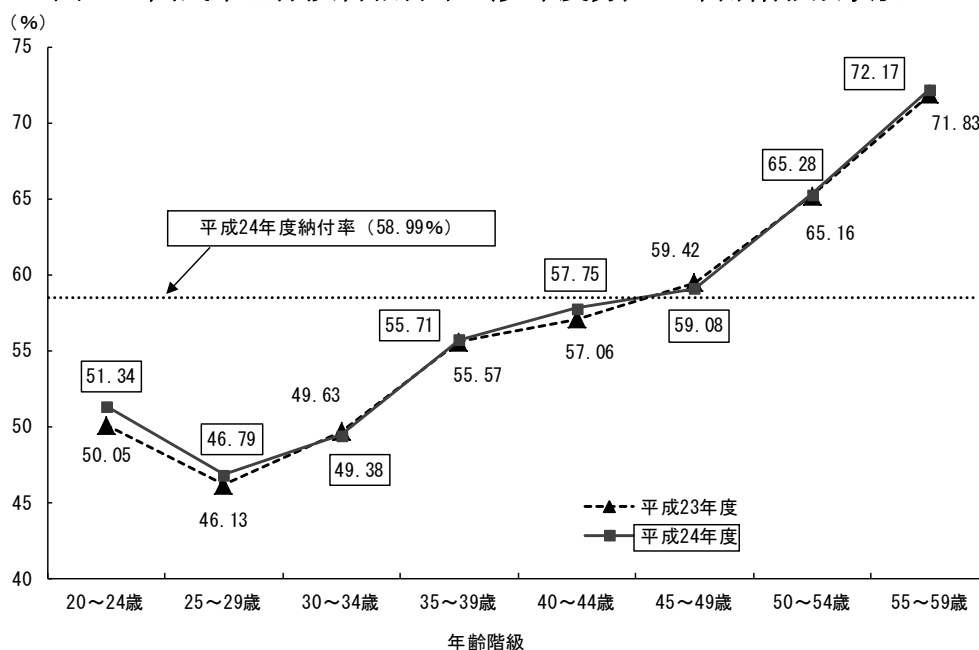
図7 国民年金保険料納付率の推移



- 注1. 各年度における「現年度納付率」とは、当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。納付率とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない）であり、納付月数は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。
- 注2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり（過年度納付）、各年度における「過年度分を加えた納付率（1年後）」とは翌年度までに、「過年度分を加えた納付率（2年後）」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

- 平成24年度の国民年金保険料納付率を5歳階級別にみると、おおむね年齢が若いほど低くなっている。また、前年度と比較すると、30～34歳、45～49歳を除くすべての年齢階級において納付率が上昇している。

図8 国民年金保険料納付率（現年度分）の年齢階級別状況



(2) 給付状況

- 平成24年度末現在の国民年金受給者数は、前年度末に比べて118万人(4.1%)増加し、3,031万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給者数は、1,047万人となっている。

注. 「国民年金受給者」については、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表 16 国民年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成20年度	2,695 (1,151)	2,393 (876)	125 (125)	165 (144)	12 (5)
21	2,779 (1,122)	2,481 (853)	117 (117)	168 (147)	12 (5)
22	2,834 (1,092)	2,542 (829)	108 (108)	172 (149)	12 (5)
23	2,912 (1,067)	2,627 (813)	99 (99)	174 (151)	12 (5)
24	3,031 (1,047)	2,753 (800)	89 (89)	177 (153)	11 (5)

注. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 国民年金受給者の老齢年金の平均年金月額は、平成24年度末現在で5万5千円、平成24年度新規裁定者で5万1千円となっている。また、基礎のみ・旧国年の受給者の老齢年金の平均年金月額は、平成24年度末現在で5万円となっている。

表 17 国民年金受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成20年度	53,992 (48,507)	48,922 (53,469)	18,275 (18,275)	74,172 (74,409)	81,675 (68,817)
21	54,320 (48,992)	49,164 (53,829)	18,321 (18,321)	74,060 (74,303)	81,254 (68,055)
22	54,596 (49,371)	49,191 (53,882)	18,432 (18,432)	73,936 (74,185)	80,781 (67,002)
23	54,682 (49,632)	50,013 (54,148)	18,486 (18,486)	73,816 (74,089)	80,424 (66,583)
24	54,856 (49,987)	51,088 (55,061)	18,561 (18,561)	73,479 (73,759)	80,534 (66,858)

注. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 平成 24 年度末現在の国民年金受給権者数は、前年度末に比べて 120 万人（4.1%）増加し、3,085 万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給権者数は、1,069 万人となっている。

表 18 国民年金受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成20年度	2,743 (1,174)	2,411 (883)	125 (125)	176 (154)	30 (12)
21	2,829 (1,145)	2,501 (859)	118 (118)	180 (156)	29 (11)
22	2,886 (1,114)	2,564 (835)	109 (109)	184 (159)	29 (11)
23	2,965 (1,090)	2,650 (819)	99 (99)	187 (161)	28 (11)
24	3,085 (1,069)	2,778 (807)	90 (90)	190 (163)	27 (10)

注. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

- 国民年金受給権者の老齢年金の平均年金月額は、平成 24 年度末現在で 5 万 5 千円、平成 24 年度新規裁定者で 5 万 1 千円となっている。また、基礎のみ・旧国年の受給権者の老齢年金の平均年金月額は、平成 24 年度末現在で 5 万円となっている。

表 19 国民年金受給権者の平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成20年度	53,936 (48,440)	48,921 (53,473)	18,271 (18,271)	73,882 (74,165)	61,720 (55,442)
21	54,258 (48,850)	49,170 (53,839)	18,317 (18,317)	73,768 (74,053)	61,810 (55,461)
22	54,529 (49,296)	49,192 (53,883)	18,427 (18,427)	73,642 (73,933)	61,786 (55,291)
23	54,612 (49,555)	50,011 (54,140)	18,481 (18,481)	73,503 (73,816)	61,626 (55,170)
24	54,783 (49,904)	51,082 (55,047)	18,555 (18,555)	73,166 (73,485)	61,736 (55,382)

注. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

- 老齢基礎年金の受給者数は、平成 24 年度末現在で 2,612 万人となっており、平均年金月額は 5 万 6 千円となっている。

表20 老齢基礎年金受給者状況の推移

(年度末現在、単位：万人、円)

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成20年度	2,166	55,477	354	40,692	1,787	58,083	25	78,645
21	2,275	55,615	365	41,060	1,883	58,092	27	79,368
22	2,359	55,711	376	41,330	1,953	58,084	31	81,018
23	2,466	55,623	386	41,659	2,048	57,861	32	80,507
24	2,612	55,637	394	42,051	2,184	57,716	33	79,892

- 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者は、老齢年金の繰上げ受給率が、平成24年度末現在で40.2%となっており、年々低下している。また、平成24年度新規裁定者で18.5%となっている。

表 21 国民年金老齢年金の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		受給者数	受給率	受給者数	受給率	受給者数	受給率
平成20年度	8,777,593	3,951,407	45.0	4,731,306	53.9	94,880	1.1
21	8,550,449	3,754,257	43.9	4,699,702	55.0	96,490	1.1
22	8,321,663	3,567,506	42.9	4,654,347	55.9	99,810	1.2
23	8,162,673	3,402,978	41.7	4,658,484	57.1	101,211	1.2
24	8,044,326	3,231,089	40.2	4,711,412	58.6	101,825	1.3

(新規裁定、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		受給者数	受給率	受給者数	受給率	受給者数	受給率
平成20年度	264,039	58,184	22.0	199,574	75.6	6,281	2.4
21	231,764	52,737	22.8	173,629	74.9	5,398	2.3
22	206,846	55,648	26.9	145,044	70.1	6,154	3.0
23	219,051	55,382	25.3	159,905	73.0	3,764	1.7
24	258,228	47,790	18.5	207,340	80.3	3,098	1.2

- 注 1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
 2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）受給権者総数に占める割合である。

(3) 収支状況

- 平成24年度決算における収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が3兆9千億円、実質的な支出が4兆3千億円となっており、その収支差引残は5千億円の不足となっている。

表 22 国民年金の実質的な収支状況の推移

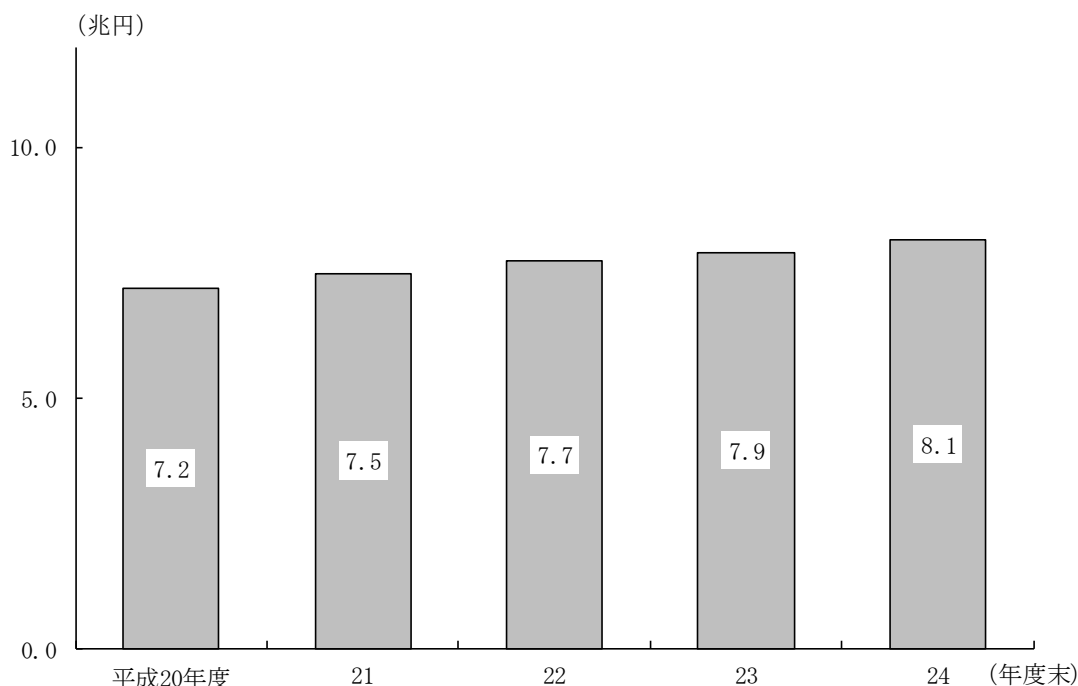
(単位：億円)

	収入合計 (実質)			支出合計 (実質)	収支差引残
		(再掲) 保険料収入	(再掲) 国庫負担		
平成20年度	37,545	17,470	18,558	43,317	△ 5,772
21	37,813	16,950	20,554	39,911	△ 2,098
22	34,010	16,717	16,898	31,498	2,511
23	34,701	15,807	18,660	34,717	△ 15
24	38,616	16,124	21,938	43,145	△ 4,529

注. 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

- 平成24年度末現在の積立金は、8兆1千億円(時価ベース)となっている。

図 9 国民年金の積立金の推移(年金特別会計国民年金勘定)(時価ベース)



注 1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成 13 年 4 月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金(平成 18 年度より年金積立金管理運用独立行政法人)に寄託して管理運用する仕組みとなった。

ただし、平成 20 年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、表 22 の当該年度の収支差引残に、年金積立金管理運用独立行政法人における当該年度の損益を加えた額となっている。

3. 年金積立金全体に係る運用実績(収益率)は、平成 20 年度 $\Delta 7.29\%$ 、平成 21 年度 7.48% 、平成 22 年度 $\Delta 0.25\%$ 、平成 23 年度 2.15% 、平成 24 年度 9.52% である。なお、平成 20 年度までは、財務省財政融資資金への預託分を含む。

(出所：「平成 24 年度 年金積立金運用報告書」)

(参考資料1)

都道府県別老齢年金受給者数及び平均年金月額

(平成24年度末現在)

都道府県	厚生年金保険		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	14,246,450	151,374	27,527,255	54,856
北海道	567,494	142,013	1,239,577	54,167
青森県	119,780	127,400	341,336	50,873
岩手県	145,083	129,029	338,150	54,304
宮城県	237,187	144,530	498,007	53,196
秋田県	127,249	126,764	310,210	52,660
山形県	146,453	127,555	316,350	53,867
福島県	233,961	132,039	474,232	53,512
茨城県	300,714	151,344	649,312	53,357
栃木県	214,271	145,243	441,155	53,455
群馬県	228,190	145,134	462,873	55,105
埼玉県	751,738	162,346	1,431,243	54,118
千葉県	646,456	167,218	1,279,114	54,523
東京都	1,172,212	166,687	2,385,242	54,274
神奈川県	952,008	173,347	1,714,383	55,137
新潟県	326,442	135,248	585,694	55,829
富山県	174,824	142,061	271,656	58,475
石川県	154,751	140,549	260,252	57,610
福井県	121,191	136,405	185,426	57,526
山梨県	86,503	141,808	206,269	53,066
長野県	306,102	140,462	536,659	57,221
岐阜県	251,504	148,367	480,462	56,609
静岡県	506,482	148,930	863,088	56,436
愛知県	826,827	159,843	1,454,967	55,685
三重県	233,745	149,951	425,054	57,110
滋賀県	166,703	154,384	287,004	56,359
京都府	292,696	154,498	573,997	54,142
大阪府	951,150	158,373	1,779,185	53,342
兵庫県	652,427	162,090	1,200,618	55,021
奈良県	152,258	167,064	323,683	54,195
和歌山県	108,175	147,892	256,927	52,587
鳥取県	81,970	130,243	141,044	57,001
島根県	105,947	131,058	189,494	57,489
岡山県	276,663	143,190	450,337	58,249
広島県	385,089	149,657	628,539	57,425
山口県	211,172	148,242	370,268	57,384
徳島県	98,591	130,171	190,421	53,975
香川県	141,662	141,275	237,994	58,382
愛媛県	178,732	138,035	355,434	55,318
高知県	93,633	131,416	199,903	53,748
福岡県	569,098	145,204	1,009,613	54,437
佐賀県	94,686	131,418	194,445	56,413
長崎県	151,265	138,776	335,525	53,651
熊本県	188,600	129,373	429,900	54,935
大分県	138,388	134,419	292,542	53,654
宮崎県	122,836	125,780	269,347	55,557
鹿児島県	171,033	129,722	406,600	55,276
沖縄県	72,870	129,618	231,743	52,738
その他	9,639	137,053	21,981	29,642

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法国民年金老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(参考資料2)

年齢別老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(平成24年度末現在)

年 齢	厚生年金保険		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
合 計	15,233,006	148,422	27,781,567	54,783
59歳以下	2,050	176,566	・	・
60	492,616	82,955	68,521	38,105
61	668,679	83,812	110,143	37,352
62	738,041	84,503	136,846	38,060
63	838,080	102,542	175,448	39,164
64	877,573	149,336	194,903	36,768
小 計	3,614,989	104,085	685,861	37,866
65	891,927	157,723	1,864,363	56,782
66	744,862	156,885	1,586,093	56,714
67	526,516	157,568	1,122,822	56,294
68	654,109	156,447	1,417,697	56,299
69	722,322	156,210	1,580,996	55,968
小 計	3,539,736	156,979	7,571,971	56,435
70	690,256	157,272	1,505,252	55,829
71	710,818	158,123	1,568,226	55,678
72	632,450	159,707	1,432,579	57,337
73	549,645	160,879	1,257,105	57,168
74	499,124	162,622	1,150,257	57,034
小 計	3,082,293	159,478	6,913,419	56,551
75	546,667	163,126	1,289,812	57,070
76	499,549	164,444	1,216,778	56,712
77	488,669	165,852	1,219,003	56,595
78	427,155	166,402	1,108,188	56,385
79	389,731	166,188	1,042,854	56,012
小 計	2,351,771	165,075	5,876,635	56,580
80	375,872	167,764	1,039,804	55,564
81	328,285	169,689	935,043	55,043
82	306,794	173,435	816,928	55,145
83	267,486	175,628	720,057	54,389
84	246,030	175,676	671,701	53,422
小 計	1,524,467	171,976	4,183,533	54,820
85	209,425	177,036	581,706	52,542
86	186,128	177,460	528,110	51,573
87	159,628	173,230	218,818	45,592
88	127,012	169,544	189,421	43,794
89	102,980	164,739	170,732	42,164
小 計	785,173	173,538	1,688,787	49,308
90歳以上	332,527	151,602	861,361	37,833

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法国民年金老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。

(参考資料3)

厚生年金保険 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成24年度末現在)

年金月額	総数	男子	女子
合計	人 15,233,006	人 10,412,717	人 4,820,289
万円以上 万円未満			
～ 1	318	146	172
1 ～ 2	17,755	722	17,033
2 ～ 3	132,780	8,309	124,471
3 ～ 4	168,887	45,088	123,799
4 ～ 5	177,408	91,658	85,750
5 ～ 6	252,034	131,176	120,858
6 ～ 7	397,426	175,393	222,033
7 ～ 8	656,051	227,001	429,050
8 ～ 9	935,639	276,605	659,034
9 ～ 10	1,049,414	331,348	718,066
10 ～ 11	1,028,390	398,656	629,734
11 ～ 12	930,914	459,866	471,048
12 ～ 13	837,872	503,200	334,672
13 ～ 14	757,732	520,271	237,461
14 ～ 15	692,504	517,731	174,773
15 ～ 16	675,428	546,408	129,020
16 ～ 17	709,337	613,670	95,667
17 ～ 18	755,463	685,201	70,262
18 ～ 19	790,117	738,893	51,224
19 ～ 20	796,005	758,028	37,977
20 ～ 21	774,968	746,795	28,173
21 ～ 22	708,569	687,886	20,683
22 ～ 23	596,424	581,482	14,942
23 ～ 24	462,927	452,694	10,233
24 ～ 25	326,705	320,135	6,570
25 ～ 26	222,001	218,001	4,000
26 ～ 27	149,370	147,638	1,732
27 ～ 28	98,572	97,729	843
28 ～ 29	59,676	59,345	331
29 ～ 30	31,854	31,643	211
30 ～	40,466	39,999	467
平均年金月額 (円)	148,422	169,769	102,308

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

厚生年金保険における離婚等に伴う年金分割の状況

離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総数(件)	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
平成20年度	13,105	13,072	33
21	15,004	14,850	154
22	18,674	18,282	392
23	18,231	17,462	769
24	19,361	18,252	1,109

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中(平成20年4月以後)の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
4. 離婚件数は、「人口動態統計速報(平成25年3月分)」(厚生労働省大臣官房統計情報部)による年度累計である。

離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数(人)	平均年金月額(円)			件数(人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成20年度	2,515	154,757	120,049	△ 34,708	1,813	48,712	82,966	34,254
21	3,099	146,980	115,626	△ 31,353	2,199	49,185	80,523	31,337
22	3,354	144,425	110,896	△ 33,529	2,336	46,054	79,679	33,625
23	3,068	140,756	108,795	△ 31,961	2,112	44,620	77,134	32,513
24	3,486	141,503	110,967	△ 30,536	2,432	48,241	79,595	31,354

- 注1. 第1号改定者とは、納付記録の分割をした者のことをいい、第2号改定者とは、納付記録の分割を受けた者のことをいう。
2. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。

3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男 子				女 子			
	件数(人)	平均年金月額(円)			件数(人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成22年度	15	90,311	89,261	△ 1,050	10	17,067	17,879	812
23	28	91,199	88,731	△ 2,468	13	18,650	20,574	1,924
24	53	115,413	112,690	△ 2,723	24	10,756	13,099	2,343

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

国民年金 都道府県別全額免除割合及び納付率（現年度分）

（年度末現在）

都道府県	全 額 免 除 割 合		納 付 率（現年度分）	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
全 国	30.4	32.0	58.64	58.99
北海道	38.3	39.5	58.01	58.89
青森	37.3	39.1	56.76	57.91
岩手	32.4	34.3	65.19	66.64
宮城	32.6	32.4	57.13	58.67
秋田	35.5	37.4	67.69	68.74
山形	29.9	31.1	69.17	69.89
福島	34.8	36.1	59.02	61.52
茨城	26.8	28.1	56.21	56.23
栃木	26.0	28.2	56.19	56.84
群馬	26.5	27.9	61.87	61.82
埼玉	24.2	25.6	55.67	55.53
千葉	23.8	25.4	57.03	56.80
東京都	22.4	24.1	55.11	55.23
神奈川県	23.8	25.6	57.53	57.55
新潟	30.4	32.1	70.67	71.40
富山	25.4	27.3	69.11	69.89
石川	29.9	32.0	68.64	69.47
福井	29.1	30.8	69.77	70.34
山梨	29.1	30.8	64.46	64.75
長野	26.9	28.2	67.51	67.44
岐阜	25.5	27.4	67.61	68.18
静岡県	24.5	26.2	63.06	63.53
愛知県	24.9	26.8	61.93	62.73
三重	26.7	29.0	65.69	66.97
滋賀	30.3	32.4	65.30	65.67
京都	36.0	37.6	60.10	61.10
大阪	35.0	36.6	49.68	49.61
兵庫県	34.2	36.1	57.29	57.53
奈良	35.3	36.7	62.38	62.37
和歌山	37.3	39.0	67.14	67.86
鳥取	37.2	38.3	64.63	64.49
島根	35.2	36.3	71.36	71.58
岡山	35.7	36.5	63.02	63.01
広島	33.1	34.7	63.77	63.86
山口	35.0	37.0	65.65	65.98
徳島	39.1	41.0	62.37	62.61
香川	32.2	34.1	64.91	64.79
愛媛	39.1	41.3	65.71	66.28
高知	39.4	40.9	61.78	62.10
福岡	40.1	42.3	54.86	55.89
佐賀	35.3	37.5	62.13	62.76
長崎	37.0	38.7	55.23	55.60
熊本	36.2	38.6	60.29	61.05
大分	40.1	42.1	60.49	60.29
宮崎	39.7	42.3	58.67	59.70
鹿児島	41.3	43.3	57.19	58.17
沖縄	49.3	50.6	38.14	38.49

注1. 「全額免除割合」とは、全額免除者（法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年者納付猶予者）が、第1号被保険者（任意加入被保険者を除く）に占める割合である。

2. 「納付率（現年度分）」とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び若年者納付猶予月数を含まない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

(参考資料6)

国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成24年度末現在)

年金月額	総 数			(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)		
	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子
合 計	人 27,781,567	人 12,121,499	人 15,660,068	人 8,044,326	人 1,890,918	人 6,153,408
万円以上	万円未満					
～ 1	101,995	11,636	90,359	50,037	1,680	48,357
1 ～ 2	360,136	59,049	301,087	141,936	12,227	129,709
2 ～ 3	1,101,648	211,877	889,771	539,261	59,151	480,110
3 ～ 4	3,474,351	768,991	2,705,360	1,904,374	316,534	1,587,840
4 ～ 5	3,949,076	1,109,742	2,839,334	1,327,347	291,627	1,035,720
5 ～ 6	5,514,977	2,120,530	3,394,447	1,450,083	312,834	1,137,249
6 ～ 7	11,792,228	7,469,581	4,322,647	2,107,076	778,746	1,328,330
7 ～	1,487,156	370,093	1,117,063	524,212	118,119	406,093
平均年金月額	円 54,783	円 59,111	円 51,433	円 49,947	円 54,775	円 48,464

注. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。